

証券コード 7169

2022年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目17番18号
株式会社NFCホールディングス
代表取締役社長 中 鉢 和 宏

第23回 定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

当社が、法令および当社定款第14条の規定に基づき、第23回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト (<https://nfc-hd.com/ir/>) に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は、下記のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業報告の以下の事項

- ・「会計監査人の状況」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」・・・・・・ 3
- ・「会社の支配に関する基本方針」・・・・・・・・・・・・ 5

2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 計算書類の以下の事項

- ・「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

以上

会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	81百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当連結会計年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に付議することを取締役会へ通知し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

上記に加え、会計監査人との緊張感ある関係を維持する観点から定期的にその見直しを検討いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、5千万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行います。

法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。

また、インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止するものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書取扱規程」に従い適切に保管及び管理するものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その他必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。

また、「予算管理規程」に基づく、中期経営計画の策定及び四半期業績管理を行い、営業会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。

当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

- ⑥ 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。
また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。
- ⑦ 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- ⑨ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。
- ⑩ 監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「NFCにおける反社会的勢力対応の基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していくものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

定時取締役会を月に1回、必要に応じて適宜取締役会を開催しており、取締役の職務執行が法令および定款に適合するように監督しております。また、取締役会には各取締役のほか、独立性を保持した監査役も出席し、重要な意思決定や職務執行について、その実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行について

監査役4名（うち社外監査役2名）は、監査役会で定めた監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は、取締役・使用人へのインタビューによる状況の把握、重要な書類の閲覧、実施調査等により監査を行っております。また、内部監査室や会計監査人及びグループ各社の監査役との情報交換に努め、相互連携により監査の有効性をはかっております。

③ 内部監査の実施について

内部監査規程に則り、内部監査室が策定した内部監査計画に基づいて子会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に行われているか監査し、代表取締役及び取締役会に内部監査の結果を随時報告しております。また、内部監査室は、常勤監査役と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について報告し、内部監査の実施計画、具体的な実施内容、業務改善等に関し、意見交換を行っております。

④ コンプライアンスについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについてeラーニングなどによる教育を実施し、通報窓口の告知を行っております。

コンプライアンス本部では、業務の適切性や各種法令改正等の状況に応じて、社内規程やコンプライアンスマニュアル等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守の徹底をしております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収防衛策は導入していませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
株式会社保険見直し本舗
株式会社GOESWELL
株式会社E保険プランニング
プラス少額短期保険株式会社
- ・重要な連結子会社の異動 除外 株式会社ウェブクルー

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5社
- ・主要な会社等の名称 株式会社D L Xホールディングス
株式会社セントラルパートナーズ
株式会社アガスタ

(4) 会計方針に関する事項

① 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債、及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。

取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債、及び従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約、又は被取得企業の株式に基づく報酬契約の当社グループ制度への置換えのために発行された負債又は資本性金融商品は、支配獲得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定
- ・売却目的に分類される資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価値を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しており

ます。

企業結合の当初の会計処理が各報告期間の末日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況の情報について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

支配獲得日前に計上していた被取得企業の持分の価値の変動に係るその他の包括利益の金額は、純損益で認識しております。

また、共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合（全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者（当社親会社を含む）によって支配され、その支配が一時的でない企業結合）については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

② 金融商品

イ. 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する資本性金融商品となっております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得または損失は純損益に認識いたします。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識して

おります。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取るの見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体又は一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務

不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

ロ. 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

なお、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を資産の各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～15年
工具、器具及び備品	2～18年

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれん

当初認識時におけるのれんの測定は「注記 1 (4) 会計方針に関する事項① 企業結合」に記載しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無にかかわらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

⑤ 無形資産（リース資産を除く）

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑥ リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦ 従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ. 退職給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して、確定拠出制度及び確定給付制度を設けております。

確定拠出制度とは、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについて、法的または推定的債務を負わない退職給付制度であります。

確定拠出制度につきましては、当社グループは公的または私的管理の年金保険制度に対して拠出金を支払っております。拠出金の支払いを行っている限り、当社グループに追加的な支払債務は発生しません。拠出金は、従業員がサービスを提供した期間に従業員給付費用として認識しております。

確定給付制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて、法的債務または推定的債務を負わない退職給付制度以外の退職給付制度をいいます。

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、従業員が過去の期間及び当期において提供した勤務の対価として獲得した将来給付額を見積み、その金額を現在価値に割引くことによって算定しております。

当該負債は、予測単位積増方式を用いて算定し、その現在価値は、給付が見込まれる期間に近似した優良社債の市場利回りに基づく割引率を用いて毎年、保険数理人が算定しております。

確定給付費用は、勤務費用及び確定給付負債に係る利息費用から構成されます。勤務費用及び利息費用については、純損益で認識し、利息費用の算定には前述の割引率を使用しております。

当社グループでは、再測定は数理計算上の差異から構成され、その他の包括利益で認識し、直ちにその他の包括利益累計額から利益剰余金に振り替えております。

⑧ 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金として認識する金額は、主に過去の実績に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

- ・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃貸事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑨ 自己株式

自己株式を取得した場合は、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却又は消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

⑩ 収益

IFRS第9号に基づく利息及び配当収益、IFRS第4号に基づく保険料収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

⑪ 保険会計

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第4号「保険契約」に準拠し、従来から日本において適用されている保険業法及び保険業法施行規則に基づいた会計処理を適用したうえで、IFRS第4号に基づく負債十分性テストを実施しております。

⑫ 非継続事業

当社グループは、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成単位で、次のいずれかに該当するものは非継続事業として認識しております。

- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を表す。
- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である。
- ・転売のみを目的に取得した子会社である。

非継続事業の税引後損益及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した税引後の利得または損失は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して非継続事業からの当期損益として表示しております。

2. 収益に関する注記

(1) 収益の分解

- ① 顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益
売上高の内訳は以下のとおりであります。

顧客との契約から認識した収益	21,734百万円
その他の源泉から認識した収益	1,062百万円
計	22,796百万円

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第4号に基づく保険料収入等が含まれております。

② 売上収益の分解

分解した収益とセグメント売上収益との関連は以下のとおりであります。

		報告セグメント			合計
		保険代理店 関連事業	少額短期 保険事業	計	
主要な サービス ライン	保険代理店業	19,481	－	19,481	19,481
	人材派遣業	1,715	－	1,715	1,715
	その他	536	1,062	1,599	1,599
合計		21,734	1,062	22,796	22,796
顧客との契約から認識した収益		21,734	－	21,734	21,734
その他の源泉から認識した収益		－	1,062	1,062	1,062

イ. 保険代理店業

保険代理店業においては、店舗やテレマーケティングのチャンネルを通じて保険契約の取次及びその保全、維持管理を行うことを主要業務としております。このサービスは、保険会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。

当該履行義務は、保険契約の取次後、保険会社がそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

また、当社グループは、取り次いだ保険契約の保全、維持管理を行う義務を負って

おります。当該履行義務は、サービスの提供期間が完了する都度、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

保険代理店業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、収受した収益を返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積りに当たっては過去の実績等に基づく最頻値法を用いております。

ロ．人材派遣業

人材派遣業においては、保険募集を行っている企業への人材の派遣を行うことを主要業務としております。このサービスは、顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約の募集を行う人材を契約期間にわたり派遣する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約により定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に支払いを受けております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「注記1(4)会計方針に関する事項⑩収益認識、⑪保険契約」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2021年4月1日	2022年3月31日
顧客との契約から生じた債権		
営業債権及びその他の債権	3,672	2,864
契約負債	184	50

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであり、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、97百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、IFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、個別の予想契約期間が1年以内の残存履行義務に関する情報については、省略しております。

③ 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

当社グループは、IFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が一年以内である契約コストから認識した資産については、発生時に費用として認識しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

非継続事業に分類した事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に法人所得税費用控除後の金額で区分表示しております。非継続事業に分類した事業に関して、連結損益計算書並びに関連する連結財務諸表注記を一部組み替えて表示しております。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれんの減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

資金生成単位グループである保険ショップ事業に配分されたのれん

7,358百万円

保険ショップ事業として、株式会社保険見直し本舗及び株式会社GOESWELLにて店舗型の保険代理店事業を営んでおります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度末において、当該のれんにつき、IFRSに基づき年次の減損テストを実施し、減損損失の計上の要否について検討した結果、回収可能額がのれんの帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

減損テストにおける使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは保険ショップ事業の事業計画に基づいて見積もっておりますが、店舗数の増加及びそれに伴う新規契約の獲得増加見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定には不確実性を伴い、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産

3,195百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識に当たり、繰越欠損金が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。繰越欠損金が発生した主な要因は、再発が予期されない一過性の要因もしくは事業運営上予め支出を計画した先行費用であり、事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いと判断しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 財務制限条項

当社の長期借入金のうち1,788百万円には、下記に抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

連結財政状態計算書の資本合計の金額を2019年3月期及び直前決算期の末日における連結財政状態計算書の資本合計の金額の75%以上に維持し、且つ、連結損益計算書の営業損益を2期連続（初回を2019年3月期及び2020年3月期の2期とする）で損失としないこと。

なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

(2) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社グループでは、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社グループが保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	3,500百万円
借入実行残高	3,500百万円
未実行残高	－百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,946百万円

(4) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 2,590百万円

(5) 資産から直接控除した貸倒引当金

その他の金融資産 5百万円

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	18,089,402株	－株	－株	18,089,402株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	256,597株	130,497株	－株	387,094株

(注)普通株式の自己株式の増加は、株主総会決議に基づく特定の株主からの取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	713百万円	40円	2021年3月31日	2021年6月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、流動性リスクの未然防止または低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達を図っております。また、余剰資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

①経常的に公正価値で測定する金融商品

イ. 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
上場株式	105	—	—	105
非上場株式等	—	—	0	0
合計	105	—	0	105

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替えを生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

ロ. 公正価値の測定方法

市場性のある有価証券については、取引所の価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分しております。

市場性のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。

ハ、レベル3の調整表

	(単位：百万円)
	株式
期首残高	0
取得	—
売却	△0
包括利益	
その他の包括利益	—
レベル3からの振替	—
期末残高	0

②償却原価で測定する金融商品

イ、公正価値

償却原価で測定する金融商品の公正価値は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
金融負債		
社債及び借入金		
長期借入金	4,633	4,633
合計	4,633	4,633

(注) 1. 社債及び借入金は、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

2. 公正価値と帳簿価額とが近似している金融資産及び金融負債は、上記には含めておりません。

ロ、公正価値の測定方法

(社債及び借入金)

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

ハ、公正価値のヒエラルキー

社債及び借入金はすべてレベル3に分類されております。

8. 非継続事業に関する注記

(1) 非継続事業の概要

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、ITサービス事業を営む連結子会社である株式会社ウェブクルーの全株式を同社の代表取締役を務める藤島 義琢氏が設立した株式会社FWに譲渡することを決議しております。これは、当社が、当社グループの経営資源をより長期的に安定した収益が見込まれるストック利益型の事業に集中させ、より一層の企業価値向上を図るという方針のもと、今後の当社グループの運営体制について様々な観点から検討を重ねた結果、当社が保有する同社株式の全てを譲渡することに至ったものであります。

しかしながら、当該株式の譲渡は、株式会社ウェブクルーの子会社であるプラス少額短期保険株式会社の株式を、当社が株式会社ウェブクルーから取得したのちに行うこととしており、そのために必要な関係当局の承認が得られていないため、前連結会計年度末時点ではプラス少額短期保険株式会社の株式取得は行われていません。そのため、前連結会計年度末時点では株式会社ウェブクルー株式については、通常又は慣例的な条件のみに従って、現状のままで直ちに売却が可能な状況にないと判断し、株式会社ウェブクルーの資産及び負債を売却目的保有に分類しております。

2021年6月24日に、プラス少額短期保険株式会社の株式取得に必要な関係当局の承認が得られたため、当社は2021年6月25日に株式会社ウェブクルーからプラス少額短期保険株式会社の株式を取得し、株式会社FWに株式会社ウェブクルー株式を譲渡しております。

これにより、ITサービス事業を非継続事業に分類するとともに、当該非継続事業を、継続事業と区分して表示しております。

(2) 非継続事業からの損益

非継続事業からの損益は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
非継続事業の収益（注）	2,020
非継続事業の費用	903
非継続事業の税引前利益	1,117
法人所得税	90
非継続事業からの当期利益	1,026

（注）株式会社ウェブクルーの全株式を譲渡したことによる売却益993百万円が含まれております。

(3) 支配の喪失を伴う資産及び負債

非継続事業の支配喪失を伴う資産及び負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	株式譲渡完了日 (2021年6月25日)
現金及び現金同等物	1,938
営業債権及びその他の債権	467
のれん	1,538
上記以外の資産	952
営業債務及びその他の債務	△345
上記以外の負債	△772
合計	3,779

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 708円15銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | |
| 継続事業 | 165円36銭 |
| 非継続事業 | 57円88銭 |
| 基本的1株当たり当期利益 | 223円24銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法）を採用しております。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の売上高は、関係会社からの経営指導等の業務受託および受取配当金により主に構成されております。業務受託の契約は、関係会社に対する経営・企画等の指導および管理業務の役務提供を履行義務としております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、業務受託料は契約期間にわたって収益計上しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を導入しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社長期貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

株式会社E保険プランニングに対する関係会社長期貸付金
4,250百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度において株式会社E保険プランニングは債務超過の状態にあることから、当社は株式会社E保険プランニングに対する貸付金を貸倒懸念債権に分類しております。当該貸付金については、株式会社E保険プランニングの事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づき、回収可能と判断していることから、貸倒引当金の計上は行っておりません。

将来キャッシュ・フローは、株式会社E保険プランニングの事業計画に基づいて見積もっておりますが、新たに採用する保険募集代理人の増加見込みを主要な仮定として織り込んでおります。当該仮定には不確実性を伴い、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 借入コミットメント及びその他の信用枠

当社は、複数の金融機関との間で借入コミットメントライン契約などの信用枠を保有しており、流動性リスクの低減を図っております。当社が保有する信用枠は、以下のとおりであります。

信用枠	3,500百万円
借入実行残高	3,500百万円
未実行残高	－百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	282百万円
工具、器具及び備品	327百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

区分掲記されたもの以外で金銭債権及び金銭債務に含まれているものは、次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,261百万円
② 短期金銭債務	115百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,170百万円
② その他の営業取引高	3百万円
③ 営業取引以外の取引高	132百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	256,597株	130,497株	—	387,094株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、株主総会決議に基づく特定の株主からの取得によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：百万円)

関係会社株式評価損否認	415
賞与引当金等	16
減価償却超過額	12
貸倒引当金	1
資産除去債務	24
繰越欠損金	2,383
その他	1
繰延税金資産小計	2,854
評価性引当額	△1,524
繰延税金資産合計	1,330

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)光通信	(被所有) 直接74.9 間接22.1	債権譲渡	(株)ウェブクルー株式の売却代金に係る債権の譲渡	1,200	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ウェブクルー (注6)	直接100.0	株式譲受 資金の貸付 資金の預り	プラス少額短期 保険(株) 株式の取得	718	—	—
				貸付資金の回収 (注2)	860	—	—
				利息の受取	3	—	—
				預り資金の返済 (注4)	1,310	—	—
	(株)保険見直し 本舗	直接100.0	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	業務受託料、 ロイヤリティ (注5)	2,463	未収入金	697
				貸付資金の回収 (注2)	1,025	—	—
				資金の貸付 (注2)	500	関係会社 短期貸付金	500
				利息の受取	2	—	—
				資金の借入 (注1)	1,000	—	—
				借入資金の返済 (注1)	1,000	—	—
				利息の支払	6	—	—
				被保証(注3)	6,788	—	—
	(株)ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	直接100.0	資金の借入 役員の兼任	業務受託料、 ロイヤリティ (注5)	1,040	未収入金	298
				貸付資金の回収 (注2)	500	—	—

				資金の貸付 (注2)	1,000	関係会社 短期貸付金	500
				利息の受取	11	—	—
				被保証(注3)	6,788	—	—
	(株)保険グループ	直接100.0	役員の兼任	業務受託料、 ロイヤリティ (注5)	296	未収入金	73
	(株)E保険グループ	直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	200	関係会社 長期貸付金	4,250
				利息の受取	61	—	—
	(株)GOESWELL	直接95.2	資金の貸付 役員の兼任	貸付資金の回収 (注2)	1,750	—	—
				資金の貸付 (注2)	4,550	関係会社 短期貸付金	2,800
				利息の受取	39	—	—
	プラス少額短期保 険(株)	直接100.0	増資の引受 役員の兼任	増資の引受	1,550	—	—
関連会 社	(株)DLXホールディング ス	直接48.8	子会社株式 の売却	子会社株式の 売却(注7)	393	—	—

- (注) 1. 資金の借入による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
3. 金融機関からの借入金6,788百万円の残高に対して連帯保証を受けております。
なお、保証料の支払いは行っておりません。
4. 預り金については、利息の支払は行っておりません。
5. 業務受託料、ロイヤリティについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。
6. 当社は、2021年6月25日に株式会社ウェブクルーの全株式を譲渡し、同社に対する
支配を喪失したため、当事業年度末においては子会社に該当しません。
7. 株式会社コーディネー・サービスの株式を譲渡しております。

9. 収益認識に関する注記

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」をご参照ください。重要な会計方針に記載している内容と同一のため、省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 808円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 447円14銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。